

新潟市児童自立生活援助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、里親や小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は児童養護施設や児童自立支援施設等への入所措置が解除された児童、母子生活支援施設における保護の実施を解除された者及び一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等(以下「児童自立生活援助事業所」という。)において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援(以下「児童自立生活援助」という。)を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とした、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下、「法」という。)第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(児童自立生活援助事業者)

第2条 児童自立生活援助事業者(以下「事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当しない者で、市長が適当と認めた者とする。

- (1) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員である者
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(事業の開始等)

第3条 この事業を実施しようとする者は、児童自立生活援助事業開始届(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ届け出なければならない。

- (1) 法人にあっては、定款その他の規約
- (2) 運営規程
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 建物平面図

- (6) 登記簿謄本・賃貸契約書等の土地・建物の所有の状況が確認できる書類
- (7) 職員名簿・履歴書・資格証明書
- (8) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記様式第1号の2）
- (9) 名簿（役員等一覧表）（別記様式第1号の3）
- (10) 宣誓書兼同意書（別記様式第1号の4）

2 事業者は、前項に定める届け出事項に変更があった場合は、児童自立生活援助事業内容変更届（別記様式第2号）に変更内容が確認できる書類を添付し、必要に応じて暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記様式第1号の2）、名簿（別記様式第1号の3）及び宣誓書兼同意書（別記様式第1号の4）により市長へ届け出なければならない。

3 事業者は、児童自立生活援助事業を廃止・休止する場合は、児童自立生活援助事業廃止・休止届（別記様式第3号）により廃止・休止予定年月日の1か月前までに市長へ届け出なければならない。

（対象者）

第4条 児童自立生活援助の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

(1) 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳未満の者（以下「児童等」という。）であって、次のいずれかに該当する者（以下「措置解除者等」という。）のうち、法第33条の6第1項の規定に基づき、児童相談所長により児童自立生活援助の実施が必要とされた者とする。

ア 小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除された者

イ 母子生活支援施設における保護の実施を解除された者

ウ 児童自立生活援助の実施を解除された者

エ 法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護を解除された者

オ アからエに掲げる児童等以外の児童等であって、児童相談所長が当該児童等の自立のために援助及び生活指導等が必要と認めた者

(2) 満20歳以上の措置解除者等であって、次のいずれかに該当する者のうち、別表1に掲げるやむを得ない事情のいずれかに該当するため、法第33条の6第1項の規定に基づき児童相談所長により児童自立生活援助の実施が必要とされた者とする。

ア 児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除された後、当該施設により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者

イ 母子生活支援施設における保護の実施を解除された後、当該施設により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者

ウ 児童自立生活援助の実施を解除された後、当該事業所により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者

エ 児童相談所、里親支援センター及び法第11条第4項の規定により里親支援事業（法第11条第1項第2号トに掲げる業務をいう。）に係る事務の委託を受けた者による自立のための援助（アフターケア）を受けている者

（実施場所）

第5条 児童自立生活援助の実施場所は、次のいずれかに該当する場所及び対象者の居宅とする。

（1）児童自立生活援助事業所Ⅰ型

法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）

（2）児童自立生活援助事業所Ⅱ型

母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設

（3）児童自立生活援助事業所Ⅲ型

小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）又は里親（親族里親を除く。）の居宅

（入居定員）

第6条 児童自立生活援助事業所の入居定員は、次に掲げる区分に応じ、当該児童自立生活援助事業所の運営規程（児童福祉法施行規則第36条の12に規定する運営規程をいう。）で定めるものとする。

（1）児童自立生活援助事業所Ⅰ型

5人以上20人以下

（2）児童自立生活援助事業所Ⅱ型

5人以下とし、本体施設の定員外に設定する。

（3）児童自立生活援助事業所Ⅲ型

ア ファミリーホームの場合 6人以下（委託児童を含む。）

イ 里親の居宅の場合 4人以下（委託児童を含む。）

2 前項の規定については、対象者の居宅において実施する者も入居定員に含む。

（設備等）

第7条 児童自立生活援助事業所Ⅰ型及びⅡ型に係る児童自立生活援助事業所（対象者の居宅を除く。）の設備の基準は次に掲げるものとする。

（1）日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、職員が入居者に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態とすること。

（2）個々の入居者の居室の床面積は、一人当たり4.95㎡以上とすること。なお、一居室当たりの入居者はおおむね2人までとすること。また、男子と女子は別室とすること。

- (3) 居間、食堂等入居者が相互交流することができる場所を有していること。
- (4) 保健衛生及び安全について十分考慮されたものでなければならないこと。

(事業内容)

第8条 この事業は、入居者が自立した生活を営むことができるよう、当該入居者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活支援等を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。

- (1) 就業への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助等
- (2) 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助等
- (3) 職場を開拓するとともに、安定した職業に就くための援助及び就業先との調整等
- (4) 入居者の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- (5) 児童相談所及び必要に応じて市町村（こども家庭センターを含む。）、児童家庭支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、警察、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携
- (6) 児童自立生活援助事業所を退居した者に対する生活相談など

(職員)

第9条 児童自立生活援助事業所Ⅰ型又はⅡ型を運営する事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、管理者（事業所の適切な運営を管理するほか、支援全体を統括する者）及び指導員（主として児童自立生活援助を行う者）を置かなければならない。ただし、管理者は指導員が兼ねることができる。

2 児童自立生活援助事業所Ⅱ型を運営する事業者は、本体施設の職員とは別に前項に定める職員を置かなければならない。

3 指導員は、次の各号に掲げる区分に応じ、次のとおり配置することとする。なお、入居定員に対応する人数の指導員を配置することができない場合は、入居定員を見直し、又は暫定定員を設定するものとする。

(1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型

ア 入居定員（暫定定員が設定されている場合は暫定定員とする。以下同じ。）が6人以下の場合には指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には残りを補助員（指導員を補助する者。以下同じ。）をもって代えることができる。

イ 入居定員が7人以上の場合には指導員を4人以上配置することとし、以降入居定員が7人から3人増える毎に指導員を1人加えて得た人数以上とする。ただし、別表2の指導員数から1を減じた数以上指導員が配置されている場合には、残りの員数について、補助員をもって代えることができる。

(2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型

- ア 入居定員が2人以下の場合は指導員を1人以上配置する。
 - イ 入居定員が3人又は4人の場合は指導員を2人以上配置する。
 - ウ 入居定員が5人の場合は指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には残りを補助員をもって代えることができる。
- (3) 指導員は、児童等の自立支援に熱意を有し、次のアからエまでのいずれか及びオに該当する者とし、補助員はオに該当する者とする。
- ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に定める児童指導員の資格を有する者
 - イ 法18条の4に定める保育士
 - ウ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
 - エ ア～ウに準ずる者として、市長が相当と認めた者
 - オ 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者

(自立支援計画の策定)

第10条 児童自立生活援助事業所の管理者及び児童相談所長(児童自立生活援助事業所Ⅲ型の場合に限る。)は、児童自立生活援助対象者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、入居中の個々の児童等について、年齢、発達の状況、当該児童等の事情等に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童等の意見又は意向、児童等やその家庭の状況等を勘案して、自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(申込み、入居及び退去時の取扱い等)

第11条 児童自立生活援助の実施を希望する対象者は、新潟市児童福祉法施行細則第37条の2による児童自立生活援助実施申込書を児童相談所長に提出しなければならない。この場合、事業者は入居を希望する対象者からの依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。

- 2 事業者は、入居者が死亡したときは、これを別記様式第4号により児童相談所長に報告するものとする。
- 3 事業者は、児童自立生活援助の実施を変更又は解除する必要があると認める場合は、これを別記様式第5号により児童相談所長に報告するものとする。

(対象者の状況報告等)

- 第12条 事業者は、6か月に1回、別記様式第6号により入居者の状況等について児童相談所長に報告しなければならない。
- 2 事業者は、前項の報告の他、対象者に事故等があった場合は速やかに児童相談所長に報告しなければならない。
 - 3 事業者は、児童相談所長からの求めに応じ、入居者の状況等について定期的(6か月に1回以上)調査を受けなければならない。

(実施に当たっての事業者の留意事項)

第13条 事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、運営方針、職員の職務内容、児童自立生活援助の内容、金銭管理の方法、入居者及び退居後の生活相談等を受ける者（以下「利用者」という。）の権利擁護に関する事項等、事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施しなければならない。

(1) 利用者の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、利用者との信頼関係の上に立って援助及び生活支援等を行うこと。

(2) 児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、利用者の雇用先事業所、公共職業安定所、学校及び児童の家庭等と密接に連携をとり、利用者に対する援助及び生活支援等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。

(3) 援助及び生活支援等を行うに当たっては、利用者及び保護者の意向を把握し、懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。

(4) 特に、虐待などを受けた経験から人間関係がうまく築けないなどにより自立に向けた支援が必要な利用者に対し、就業先の開拓や住居の確保、警察等関係機関との調整、退居者のトラブル相談などに対応している場合には一層の体制整備を図ること。

(5) 事業者は、利用者の権利擁護、虐待等の防止を図るため、次の措置を講じること。

ア 職員に対し、利用者へ虐待等を行ってはならない旨、徹底しなければならない。

イ 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。

ウ 提供した児童自立生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

エ 苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たっては、その職員以外の者を関与させなければならない。

オ 自らその提供する援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(6) 入居者の所持する物の保管を行う場合には、あらかじめ、運営規程に保管の方法等を定めるとともに入居者に説明し、同意を得ること。また、保管の状況を月に1回以上入居者に知らせること。なお、事業者は、入居者の金銭や通帳等を保管するに当たっては、民法上の財産管理権を有しているものではないため、入居者へ説明するとともに、同意を得た上で取り扱うこと。

(7) その他、児童福祉法施行規則の規定を遵守し、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、適切な援助及び生活指導等を行うこと。

(入居者の費用負担及び適切な経理処理)

第14条 事業者は、児童自立生活援助の実施に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要になるもので入居者に負担させることが適当と認められる費用については、入居者に負担させることができるものとする。

2 入居者に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居者の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。

3 入居者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。

(経費)

第15条 本事業の運営に関する経費は、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知)によるものとする。

(その他)

第16条 市長は、虐待を受けた児童等の緊急の避難先(以下「こどもシェルター」という。)として児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助等を行う事業がこの要綱に定める要件を満たす場合は、当該住居を児童自立生活援助事業所とし、援助の実施を委託することができるものとする。

2 前項によりこどもシェルターを児童自立生活援助事業所とし、援助の実施を委託する場合においては、委託に係る児童等の状況に応じ、第8条各号に定める事業内容のうち、就業支援に係る同条第1号及び第3号の要素が低い場合であっても差し支えないものとする。

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(電磁的記録)

第18条 児童自立生活援助事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(新潟市社会的養護自立支援事業実施要綱の廃止)

2 新潟市社会的養護自立支援事業実施要綱(平成 31 年 4 月 1 日施行)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に新潟市社会的養護自立支援事業実施要綱に基づき支援の実施の認定を受けている者は、当面の間、児童自立生活援助事業開始届(別記様式第 1 号)に添える書類のうち、運営規程、事業計画書、収支予算書を省略することができる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

<p>1 次のいずれかの教育施設（以下「大学等」という。）に在学する生徒若しくは学生及び大学等への入学が予定されている者であること</p> <p>(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 50 条に規定する高等学校</p> <p>(2) 学校教育法第 63 条に規定する中等教育学校（同法第 66 条に規定する後期課程に限る。）</p> <p>(3) 学校教育法第 72 条に規定する特別支援学校（同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。）</p> <p>(4) 学校教育法第 83 条に規定する大学（同法第 97 条に規定する大学院を含む。）</p> <p>(5) 学校教育法第 108 条第 2 項に規定する短期大学</p> <p>(6) 学校教育法第 115 条に規定する高等専門学校</p> <p>(7) 学校教育法第 124 条に規定する専修学校</p> <p>(8) (1) から (7) に規定する教育施設に準ずる教育施設</p>
<p>2 次のいずれかに該当する者であること</p> <p>(1) 試用期間中の者</p> <p>(2) 試用期間の満了後間がない者</p> <p>(3) その他就労後間がない者</p>
<p>3 次のいずれかに掲げる就学又は就労に向けた活動を行っている者であること</p> <p>(1) 社会的養護自立支援拠点事業を利用</p> <p>(2) 公共職業安定所における就職に関する相談</p> <p>(3) 求人者との面接</p> <p>(4) (1) から (3) に掲げる活動に準ずる活動</p>
<p>4 疾病又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行うことが困難な者であること</p>

別表 2 (第 9 条関係)

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6 まで	7～9	10～12	13～15	16～18	19～20
指導員数 (補助員を含む)	3 以上	4 以上	5 以上	6 以上	7 以上	8 以上
必置指導員数	2 以上	3 以上	4 以上	5 以上	6 以上	7 以上

児童自立生活援助事業開始届

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

下記のとおり新潟市児童自立生活援助事業を開始しますので、児童福祉法第34条の4第1項の規定により届け出ます。

記

経営者に関する事項	氏名 *法人の名称	
	住所 *主たる事業所の所在地	
	電話番号	
当該事業の用に供する事業所に関する事項	名称	
	種類 *該当する□にチェック	<input type="checkbox"/> 児童自立生活援助事業所Ⅰ型（自立援助ホーム） <input type="checkbox"/> 児童自立生活援助事業所Ⅱ型（母子生活支援施設、児童養護施設等） <input type="checkbox"/> 児童自立生活援助事業所Ⅲ型（ファミリーホーム又は里親）
	所在地 *児童の居宅で援助の実施を行う場合、居宅の所在地	
	電話番号	

	定員	名
事業開始 予定年月日	年	月 日

添付書類

- (1) 法人にあつては、定款その他の規約
- (2) 運営規程
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 建物平面図
- (6) 登記簿謄本・賃貸契約書等の土地・建物の所有の状況が確認できる書類
- (7) 職員名簿・履歴書・資格証明書
- (8) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記様式第1号の2）
- (9) 名簿（役員等一覧表）（別記様式第1号の3）
- (10) 宣誓書兼同意書（別記様式第1号の4）

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市児童自立生活援助事業実施要綱の規定に基づく事業開始（届け出内容の変更）の届け出を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3）役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - （4）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - （5）自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - （6）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - （7）その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき別紙名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

（あて先）新潟市長

〔法人、団体にあつては所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

（ふりがな）

氏 名

生年月日

年 月 日

* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、届出者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

名簿（役員等一覧表）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日	住 所
【記載例】 代表取締役社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	1991年11月11日	新潟市中央区〇〇1丁目1番1号
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

* 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、適正に管理いたします。

* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、届出者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

宣誓書兼同意書

1 誓約事項

新潟市児童自立生活援助事業実施要綱の規定に基づき、児童福祉法第 3 4 条の 2 0 第 1 項各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと

2 同意事項

- (1) 1 を確認するため、官公署に対し、個人情報提供され、照会が行われること
- (2) (1) のために必要な情報（名前、生年月日、現住所、本籍地）を提供すること

年 月 日

(あて先) 新潟市長

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

承 諾 者

生 年 月 日 年 月 日

現 住 所

本 籍 地

*本件の照会は、児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項に定める児童自立生活援助事業の指導員及び補助員にかかる規定のうち、同法施行規則第 3 6 条の 8 第 3 項及び同第 4 項において準用する児童福祉法第 3 4 条の 2 0 第 1 項各号に該当しないことの証明のために必要とするものである。

*職員一人につき 1 枚記載すること。

(参考) 児童福祉法 (抄)

第 3 4 条の 2 0 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 1 1 年法律第 5 2 号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

児童自立生活援助事業内容変更届

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

下記のとおり新潟市児童自立生活援助事業について変更したので、児童福祉法第34条の4第2項により届け出ます。

記

事業所名称		
変更年月日		
変更事項	変更前	
	変更後	

注 変更内容が確認できる書類を添付すること。

児童自立生活援助事業廃止（休止）届

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

下記のとおり新潟市児童自立生活援助事業について廃止（休止）したいので、児童福祉法第34条の4第3項により届け出ます。

記

事業所名称	
廃止（休止）予定年月日 （休止にあつては予定期間）	
廃止（休止）の理由	
入所児童に対する対応	

※廃止（休止）予定年月日の1か月前までに届け出ること。

児童自立生活援助事業入居者死亡届出書

年 月 日

(あて先)新潟市児童相談所長

児童自立生活援助事業所名
施設長（又は里親）氏名

下記のとおり児童自立生活援助事業入居者が死亡したので、新潟市児童自立生活援助事業実施要綱第11条第2項の規定により、届け出ます。

対 象 者	氏 名		年 月 日生
	住 所		
援 助 内 容	種 別	施設名	
	所 在 地		
	援助年月日		
死 亡 の 日 時 及 び 場 所	年 月 日 午 時 分		
担 当 医 師		傷 病 名	
葬祭を行う者が 存在する場合は、 その住所、氏名 及び続柄	住 所 氏 名	続柄	
児童自立生活援助 事業者が葬儀を 行う場合は、その 日時及び場所			
備 考			

児童自立生活援助事業入居者の状況報告書（変更、解除に係る意見）

年 月 日

(あて先)新潟市児童相談所長

児童自立生活援助事業所名

施設長（又は里親）氏名

下記のとおり、新潟市児童自立生活援助事業実施要綱第11条第3項の規定により、届け出ます。

対 象 者	氏 名		年 月 日生
	住 所		
援 助 内 容	種 別		施 設 名
	所 在 地		
	援助年月日		
受託後の状況			
変更又は解除を希望する年月日	年 月 日		
事業利用の変更又は解除に係る意見			

児童自立生活援助事業実施状況報告書

(あて先)新潟市児童相談所長

児童自立生活援助事業所名
施設長(又は里親)氏名

対 象 者	氏 名		年 月 日生
	住 所		
利用年月日			
入所当初の 処 遇 方 針			
対 象 者 の 状 況			
家庭の状況			
就労の状況及び援助の方針			
生活の状況(健康管理・金銭管理・交友関係・家庭環境等)			
備 考			

